

【田辺市不良空家等除却補助金のご案内】

作成日：令和5年4月3日

田辺市では、住宅等の空家で、**倒壊等の恐れのある危険な**建物を解体する所有者等に対して、補助金制度を設けています。



補助金交付に該当する不良空家の事例



＜補助金について＞

◆補助金額

空家の除却費用※の**3分の2（上限50万円）**

※除却費用には動産の移転及び処分費用等を除きます。

◆申請のできる方

空家の所有者、空家の所有者の相続人又は空家の所有者の同意が得られている場合の土地所有者が申請できます。

◆対象となる建物

概ね1年以上空家となっており、「田辺市不良空家等除却補助金交付要綱」別表第1から第3に掲げる評定項目の評点が60以上となる建物。

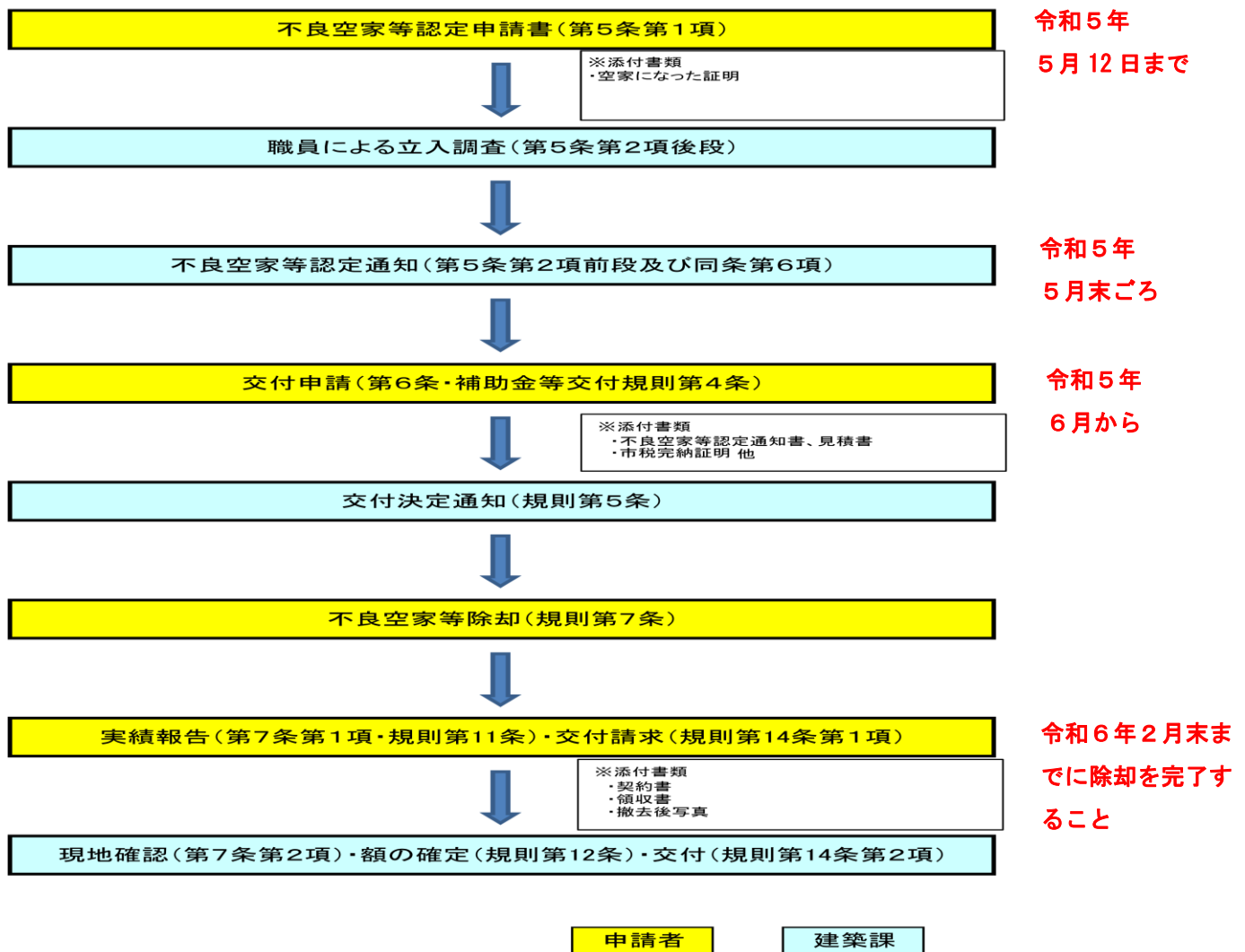
具体的には、「屋根が抜け落ちた状態のもの」、「基礎が沈下し、柱やはりが変形しているもの」など、**倒壊の恐れのある危険な状態にある建物**が対象となります。

＜申請について＞

まず不良空家等認定申請を行い、立ち入り調査の後、不良空家等の認定通知を受けないと補助金の交付申請はできませんのでご注意ください。（裏面フロー参照）

交付決定通知を受け取る前に、工事に着手しないようご注意ください。

田辺市空家等補助申請フロー図



<注意事項>

- ・令和5年度は16件を予定しております。必ず、令和6年2月末までに工事を終了してください。
- ・市税等の滞納がある場合、申請できません。
- ・建物に共有の他の所有者等がいる場合、その方の同意を必要とします。

●解体工事業者の紹介について●

田辺市では、空家等の解体工事などを検討されている方に、解体工事業者の紹介を行っています。見積りや相談などにご活用ください。

登録事業者については、田辺市役所建築課のホームページでご確認ください。

＝相談・問合せ先＝

田辺市役所 建築課 調査計画係

田辺市新屋敷町1番地 社会福祉センター1階

電話 0739-26-9935

メール kenchiku@city.tanabe.lg.jp

※土日祝日を除く8:30～17:15にお問合せください。